

# 対話でわかる! 民法改正のポイント

債権関係



## 第2回 ■ 法定利率の引下げ

弁護士 小島 幸保

**弁護士** ● 最近の住宅ローンの借入利率は1%を切るものもあるようですね。

**社 長** ● 融資全般で金利が低い状態が続いていますね。

**弁護士** ● 民法には法定利率の定めがあり、現在は年5%ですが、改正により3%に引き下げられます。

**社 長** ● 法定利率はどのようなときに使われるのですか。

**弁護士** ● 約定のない場合に適用されます。例えば、友人同士の貸し借りで、利息は払うと定めただけで、利率について合意をしていなければ、金利は年5%になります。また、友人同士だからということで利息を取らなかったとしても、約束の期限までに返済しなければ遅延損害金は発生します。その利率についても、合意がなければ年5%となります。

**社 長** ● 銀行の約定だと遅延損害金は14~15%ぐらいが多いようですが。

**弁護士** ● 利率について合意があれば、その利率が優先されます。ちなみに、商取引に適用される法定利率は6%でしたが、これも3%に統一されます。

**社 長** ● そもそも、法定利率が引き下げられるのはどうしてですか。

**弁護士** ● 市場金利とかけ離れているから、という点が根拠とされています。改正案は長期間にわたって議論され、平成27年に国会に提出されましたが、その間にゼロ金利政策などもあり、超低金利が続いていますね。

**社 長** ● では逆に、金利が上昇したら、法定利率も引き上げられるのでしょうか？

**弁護士** ● 改正により3%に下がった後は、変動制となります。ただし、見直しのタイミングは3年ごとで、過去5年の市場金利を踏まえて、1%以上の増減があった場合に、1%刻みで反映させるというものです。

**社 長** ● しょっちゅう変わるわけではないのですね。

**弁護士** ● なお、法定利率の変更は、将来的に自動車保険の保険料の値上げ要因になるかもしれません。

**社 長** ● どうしてですか？

**弁護士** ● この法定利率は「中間利息の控除」の場面でも登場します。交通事故の損害賠償の場面を考えてみます。事故によって後遺障害が生じると、将

来にわたって収入が減少すると認定され、その差額の賠償を受けることができます。事故で亡くなった場合にも同じく、死亡によって得ることができなくなった将来の収入の賠償を受けることができます。これらは逸失利益と呼ばれます。

ただ、本来は、時間をかけて得られる収入や差額が、一括で補償されることになるので、将来その利益を取得できる時までの利息相当額を損害賠償の額から差し引いて、現在の価値にする必要があります。これを「中間利息の控除」といいます。

**社 長** ● 1年後に100万円を受け取ることができる場合で、それを今すぐに受け取ろうとするなら、今の価値になおすために、手取り額が減るといことなんですね。

**弁護士** ● はい。そして、これまで民法には「中間利息の控除」についての規定はないものの、中間利息の利率は民事法定利率である年5%とする運用がなされていました。改正法ではこの運用が明文化された上、改正後の法定利率、つまり3%が適用されます。

**社 長** ● 中間利息の利率が下がるということは…中間利息として差し引かれる額が減るといことですね。

**弁護士** ● そうです。後遺障害などによって被害者が受け取る逸失利益が増え、被害者には有利になりますが、それは、保険会社が支払う保険金もこれまでよりかなり増えることを意味します。

**社 長** ● 確かに、長期的に見ると、損害保険料の値上げがあるかもしれないですね。

法定利率は、当事者間で合意がないときに適用されるもの  
(例えば、契約で年利14.6%を定めれば、この利率は「有効」)

売買契約では、売主なら高く、買主なら低く定める方が有利

契約書の「利率の定め」にも目配りしましょう!